

価格変動と資本維持論

狩野一久

一、はじめに

各国の企業会計制度は、各國それぞれの経済社会の要請や歴史的変遷ならびにその国民性の反映等により、異なつた制度の性格として形作られてきたものである。しかし程度の差こそあれ世界的なインフレーション⁽¹⁾や価格変動の経済現象が持続的かつ恒常的な特徴として各國に共通して生じていることは周知のとおりである。

このようなインフレーションや価格変動とくに価格の上昇という状態は資本主義經濟にとつて不可避であり、これらの会計に与えるインパクトも非常に大きいといわざるを得ない。最近とくにこういった經濟与件に対処する会計のあり方をめぐつて、世界各国で新しい制度化の動きがあり、わが国でも種々の論議が行われ、制度化に向つての検討も始められるに至つてゐる。

会計のあり方をめぐる主たる論議の一つは、ドイツやアメリカを中心として研究されてきた資本維持論の問題である⁽²⁾。資本維持論の問題は、企業会計の中心的課題の一つであり、以前からインフレーションや価格変動時において特に論及されてきたのである。この物価変動を会計計算に取り入れた資本維持論も、原価主義会計から修正ないし離

脱した貨幣価値変動会計や時価主義会計へと会計理論の発展がうかがえる。⁽³⁾ この時価主義会計の中でもとりわけ企業維持を中心とする実物（実体）資本維持が、最近の制度として採り入れられている方向の中で問題点を探る必要がある。

本稿は以上のことから会計の基礎概念である会計主体論を企業維持という観点からとらえ、そしてこれと密接に連なつてゐる資本維持との関連性を考察する。

次いで、価格変動と貨幣価値変動の内容について時価主義論の展開の中で考察しようとするものである。最後に結びとして時価主義論の制度化の内容を取りあげるとともに、それらに内在する問題点を取り上げて検討してみたいと思う。

二、企業維持と会計主体論

企業は、その目的の第一に利益追求を掲げており、しかして企業活動の継続的維持を図るために、利益が獲得されなければならない。この利益獲得により自ら企業維持の目的が達成され、これなくして他の企業目的である社会的責任という社会的目的も達成され得ることは不可能であろう。⁽⁴⁾

企業の今日的宿命である上述の自らを維持する目的が企業に内在する本質であり、このことから企業会計の本質を考察しなければならないと思われる。したがつて企業会計は生産会計としての本質をもつものである。いわゆる生産経済体の会計は、費用・収益の対応計算、収益による費用の補償そして費用を超えて得られるものを利益とする損益計算を目的としており、その会計を通じて企業の維持と存立の確認をすることが企業会計の本来の任務であるといえよう。⁽⁵⁾

このような企業維持計算は、まさしく資本維持の思考と密接に結びついているものであり、特に価格変動や貨幣価

値下落（物価騰貴）時において、名目資本維持計算を中心とする取得原価主義会計からの離脱を促すものである。⁽⁶⁾ そうしなければ架空利益を納税や配当等により社外流出することになり、企業の存立・維持を危くするものだからである。

ゴーデケットは、「生産的工業機械を健全な状態に維持する」⁽⁷⁾ことを述べ、すべての資産の潜在的生産能力ないし経済的実質を維持する企業の実体維持を会計の中心課題としている。そして資本の侵蝕をさせないために、資本と利益の区分を樹木とその果実との関連にたとえて説明している。「果実は摘みとられても、樹木の方は伐り倒されではならない」⁽⁸⁾という比喩的表現から、樹木たる企業の維持を図ることを示唆し、さらには樹木の存在や維持のみならず、常に一定量の果実が収穫できるように樹木たる企業の生産能力維持も図らるべきと主張しているのである。またゴーデケットは経済学的考察から、企業の利益を「企業活動の成果より所得をえている人々の必要を、合理的に満足せしめうるもの」⁽⁹⁾としてとらえ、それは利益が生じる事業資本をそこなうことなく費しうる所得であるとみている。すなわち、所得を事業の成果である利益に依存している人々について発生する消費可能なものとしてとらえているのである。

以上のような観点からゴーデケットは、明確な会計主体の見解を打ち出していないが、経営者、株主およびその他利害関係者に対する内部報告と外部報告の会計の同一性を示唆しているところから企業主体理論の内容を展開していると理解され得る。企業を樹木として、その維持ならびに成長発展を比喩化しているところからも企業実体を強く維持する思考と考えられ、明確ではないが企業主体理論の理論的結合が見受けられる。

このような企業維持と会計主体との関係並びに両概念を一貫した会計理論の展開として密接に論述しているのはギンザーである。⁽¹¹⁾

会計主体は会計理論を支える最も基本的概念の一つであり、ビジネス・エンティティの見解が打ち出されて以来論

争も活発に行われてきた。この会計主体論争は、技術的な処理法自体の長短・優劣などといった単純な形においてではなく、むしろひろく会計の基礎理論との首尾一貫性の達成といった角度から行われてきている。⁽¹²⁾特にビジネス・エンティティ論の論議の中で企業維持と深く係わったエンティティ論を掲げているギンザーは、資本維持の問題をゴーイング・コンサーンと会計主体を密接に関連づけた理論を展開している。⁽¹³⁾会計の基本概念であるゴーイング・コンサーンを引合いに出して、会計主体を株主あるいは資本主の眼で見た場合、一般物価指数を利用することが利益決定の目的に合致するものとしている。それは株主によつて企業に払い込まれた購買力単位の数値と同一の大きさの価値の回収を図ることを考えるものである。当然このような一般物価指数を採用した場合は、会社が清算すると仮定して株主が最初に会社に投下したのと同じ購買力単位の数値を少なくとも受け取るように期待しているものである。しかし会社は、実際には清算をするつもりはなく生存、拡大、繁栄を望んでいるのであり、いわゆるゴーイング・コンサーンの概念と矛盾するであろう。しかるに企業の継続が可能となるのは、実物的な特殊な価格指数を用いた原価で行わなければならぬとする。

企業体理論を主張する人達は、物価水準が上昇した場合、企業それ自身の眼で、あるいは企業の内からのものとした眼で見る必要があり、必然、特定の財貨についての個別的な価格指数による修正（取替時価による修正）で実物資本維持を図ろうとする。これにより物的資産がすべての時に保全され、そのうえに満足な利益が稼得される時にはじめて企業の継続は可能となると説く。会計全体の目的または主要目的が、日々奮闘する企業実体を援助することにより、そのことにより企業の実物的資産さらにその営業能力が価格変動期間を通じて維持されていくし、また企業が利用する資産の価格上昇と歩調をあわせて資本が増加するようにしむけていくべきであり、そしてその結果、株主の利害を長期的に保護する結果ともなるからである。⁽¹⁵⁾

以上ギンザーによれば、物価変動を会計にとり入れた理論として資本主義による会計は取得原価主義の修正いわ

ゆる一般物価指数で行うことが当該理論に適合するものであり、会計の対象としては資本主の目で見るため、企業実体よりも貨幣一般を意味する貨幣資本に視点をおいていることになる。

これに対し企業体理論による会計は、個別的な特殊指標による修正（いわゆる取替時価）を行うという物財的資産を会計の対象資本としているのである。これにより企業の維持一継続性が保証できるものとした会計主体論を考え、価格変動に伴う修正も実体を維持するためには取替原価の必要⁽¹⁶⁾を明確に打ち出した徹底した企業体理論を開拓している。

不破教授は、企業の本質が生産活動を通じて自らの維持と成長を図つてゆこうとするものであり⁽¹⁷⁾、今や資本主義の発展は株式会社の発展とともに資本の巨大化と固定化とをもたらし、自由に転用できず、生産設備の処分で資本の回収を図ることは困難であるとしている。そして企業そのものは自ずから資本主の立場をはなれた別個の永続的な生産経済体としての本質を備えている。⁽¹⁸⁾

このような意味から同教授は、「真の意味のゴーイング・コンサーン原理としては、企業の永続的生産経済体としての内容、実質を注視しなければならないし、……今日多方面の利害関係者が企業に期待するところは、その実体の維持にほかならないから、すべての利害調整の基底にあるべきものとして、企業会計は、企業維持を超えて得られるものを利益とする損益計算を呈示していかなければならず、費用時価計上の立場によらなければならないのであろう」としてギンザーと同じく企業維持と会計主体として物価変動に際して維持される資本として貨幣価値変動修正より価格変動の修正を基調とした実物（実体）資本を掲げる貫した会計理論を開拓しているのである。⁽¹⁹⁾

三、価格変動と貨幣価値変動⁽²⁰⁾

物価変動の生じる要因には、市場における需給関係、貨幣価値の上昇下落、貿易における為替相場及び技術革新等

があげられており、この変動現象はだいたい物とお金との相互関係によつてとらえられている。このような物価変動という経済事象と会計の問題を考える場合、これを一般物価水準の変動すなわち貨幣価値変動と個別価格の変動といふ二つの局面に分けて把握することができる。⁽²²⁾

この分別された二つの局面も厳密にとらえてみると、貨幣は会計の基本的前提としての貨幣的評価（測定単位）と財貨や用役に対する交換手段としての性格をもつてゐる。したがつて、こうした財貨及び用役の価値は貨幣によつて一すなわち市場価格で一評価される。例えば、もある財が t_0 で一、〇〇〇円、 t_1 で三、〇〇〇円の市場価格となり、同時にいわゆるインフレーションとして貨幣単位の一般的もしくは平均的な購買力の変動——たとえば一般的物価水準が t_{0-1} 期に一〇%上昇したとした場合——が生じたならばどうなるであろうか。前者の場合、特定の財の個別的価格は、 t_{0-1} 期に五〇%の一、〇〇〇円が上昇したことになる。一方、一般的物価水準の一〇%上昇により、 t_1 における貨幣価値で修正した t_0 の財の測定価値は一、二〇〇円になるであろう。いいかえれば、一般物価水準の上昇は二〇〇円である。そこでその財に対する個別価格の変動一、〇〇〇円（五〇%）には、二〇〇円の貨幣価値下落分（インフレーションの性格から事実上の価値の変化を表わしていない）と八〇〇円の相対的な財の価値増加分（個別価格上昇分）を内包していると考えられる。

以上のことから、三種類の物価変動があることがわかる。(一) 一般的な物価変動——これは一期間のすべての価格変動の平均であり、貨幣の価値及び購買力の総合的な変化を表わしている。(二) 個別的な価格変動——これは、個別的な財もしくは用役の貨幣価値の変化を表わしている特定の価格変動である（個別的な価格変動の集計であるので、一部は所定の期間に生じた一般的物価変動を包摂している）。(三) 相対的な価格の変動——これは(二)の個別的な価格変動からすでに生じている(一)の一般物価変動を除去した残りの個別価格変動分である。このような三つの物価変動の分析手法は、アメリカ財務会計基準審議会（FASB）が一九七九年九月に「財務報告と物価変動」と題する財務会計基準⁽²³⁾

書第三三二号にみられる。⁽²⁴⁾すなわち、それは個別価格の変動から貨幣価値の変動による部分を除去しようとしていることや、少しポイントが違うが債務者利潤の認識に関して類似性がみられる。

しかしながら上述の厳密な分析もある意味で有用と思われるが、財の個別的な価格変動の測定の中に貨幣価値変動分も包摂していることから、棚卸資産や固定資産等の非貨幣的資産の修正においては、(二)の包摂した貨幣的評価で十分と考えられ得る。けだし、企業維持を中心とした損益計算原理に基づいて算定される処分可能利益の測定が第一義的であり、実態の開示目的の有用性のみを問題としている同基準より内容的に実質があると思うからである。

貨幣価値変動は、貨幣価値の財や用役に対する一般的購買力の変動をその実体とするもので、貨幣価値安定を望めない経済実態の現実から貨幣価値変動会計（一般物価変動会計）が提唱されている。この貨幣価値変動会計について端的に示しているアメリカ公認会計士協会（A I C P A）の一九六九年の「ステイトメント第三号」⁽²⁵⁾を考察してみる。

同ステイトメントでは、貨幣価値の変動を無視してもよいとする会計的仮定は非現実的なものとして「貨幣価値一定の公準」からの離脱を打ち出し、企業会計が物価の上昇と貨幣価値の下落という経済的環境の変化を無視すれば情報提供機能が果さなくなると指摘している。そして経営成績をあらわす損益計算書では、貨幣価値の恒常的下落傾向のために、同一の価格水準にもとづいて費用と収益とを期間的に対応させることが困難となり、原因別計算と期間比較が損なわれるとし、そしてまた名目利益が計上されるゆえに企業資産の流出が行われ、これにより実質資本が侵蝕されかつ企業財政に悪影響が生ずることを示唆している。次に財政状態をあらわす貸借対照表では、歴史的な取得原価にもとづく貸借対照表上の資産額は、取得時点が古いほど現在の貨幣価値による数値と乖離していくことと、これの全面的な尺度修正が行わなければ、経営者による経営管理（経営分析や資本利益率の算定）の面や利害関係者による各種意志決定の面においても誤った判断が下されるおそれがあると示唆している。⁽²⁶⁾このような見解から同ステイトメントは、貨幣価値の変動分だけ財務諸表数値を修正することを目的としており、実行可能性と実際的な有用性を訴

えるために会社の実践テストの結果を公表している。これらの公表された財務諸表は、一般物価水準財務諸表の作成基準に基づいており、その主な内容は次のとおりである。⁽²⁷⁾

(一) 貨幣購買力の変動分だけを修正するための指数としては、一般物価水準の変動を示す指数(GNPデフレーター⁽²⁸⁾を主張)を用いること。

(二) 一般物価水準財務諸表は、最も新しい貸借対照表日における一般購買力をあらわす貨幣数値によつて作成すること。

(三) 貨幣項目と非貨幣項目とを区別すること。

(四) 非貨幣項目の金額は、期末現在における新しい一般購買力をあらわす貨幣数値に修正すること。

(五) 貨幣項目は最新の一般購買力をあらわす貨幣単位で表示されているので、同表においても同一の金額で表示すること。

(六) 損益計算書項目の金額は、期末現在における新しい購買力をあらわす貨幣単位に修正すること。

(七) 貨幣項目の保有による一般物価水準損益(購買力損益)は、一般物価指数によつて計算され、かつ、当期純利益の計算に含めること。

この中で貨幣項目については、貨幣項目を保有することによつて一般物価水準利得(購買力利益)及び損失(購買力損失)——貨幣項目保有損益——を把握することを主張しており、他方の非貨幣項目については一般物価水準利得または損失の把握を意図していない。そして留意しなければならないのは、貨幣項目の保有損益を純利益の一部として認識すべきであるという結論に導いていることである。

貨幣項目の借方——貨幣的資産から生ずる購買力損失よりも貸方——貨幣的負債から生ずる購買力利益の方が多い場合には、この購買力利益を損益計算書に計上することを認めるかどうかの問題がある。それに反対する見解としては、

これが未実現の利得というポイントにあるからであろう。実現主義の原則ないし実現概念⁽²⁹⁾をどのように適用、あるいは拡大した概念として考えてゆくかが問題である。⁽³⁰⁾貨幣的項目の再評価について吉田寛教授は「このような貨幣的項目の評価は、結局、貨幣的資産および貨幣的負債の評価時点における価値を求めることがあるから、資産評価の一種である。つまり単純なスケール・アジャストメントではない。貨幣的項目の価値評価が一般物価指数をもとにした貨幣購買力指数によって計算されるのは、それが貨幣的項目の共通尺度であるからであつて、非貨幣的項目について個別価格指数を適用してその価値を求めるのと異なる」⁽³¹⁾とし、貨幣的項目について一般物価指数による修正を行う場合は「尺度修正ではなくて個別的価値評価となる。購買力損益はそういう意味合いのものである」としている。貨幣的項目についての購買力損益は、非貨幣的項目についての現在現金等価額会計と異なる個別価値評価会計であり、それは貨幣項目の資産・負債の両者とも貨幣量の現在価値を求める点にある。⁽³²⁾後述するイギリスのイングランド・ウェールズ勅許会計士協会（ICAEW）の公表したSSAP第一六号は、貨幣運転資本修正として個別価格変動の指數を関連づけて把握しているが、一般購買力の変動を考慮外においている。この点に関して吉田教授のいわれる現在現金等価額会計を考慮してみると必要があると思われる。

ところで以上のような貨幣価値変動会計では、一般物価指数が修正基準として用いられるのであるが、今日のように個別価格の変動が顕著にみられることや個別企業の業種、業態を異にしている産業分野に一般的かつ平均的な数値を一律に修正することは、企業間の格差を不当に平均化し、また適切な企業間比較を損なうおそれがある。さらに会計数値の当該修正に伴い、情報利用者に誤解を与えたりすると共に企業自身の業績指標としての利益情報ならびに分配可能利益の算定も適切に行えないと考えられる。⁽³³⁾

個別価格による変動会計では、急激なインフレーション時に適切な会計数値をあらわすことができないと一般的な批判としていわれるが、それは、第一次大戦中および戦後のドイツ、オーストリア、フランス等でみられた、今では

想像もできないほどに極端で急激なインフレーションに際して論議されたものであり、いわば非常時会計におけるその都度の時価を考慮している余裕もないゆえ貨幣価値変動会計が妥当したのであり、通常の価格変動時には個別価格変動会計が妥当性をもつものと思われる。

ペイトンは、理論的に修正原価と取替原価は異なる概念をあらわすものであり、両者を区別して認識することを説き、かかるのち修正原価より取替原価—取替価値を会計理論に導入する優位性ならびに必要性を主張している。⁽³⁵⁾「特定の環境の特定の資産の価値は、一般物価状態の変動を伴わずに上昇あるいは下落するであろう。すなわち、全体的な水準について何らの認識可能な変動もなく、価格という大洋上の一地点の波頭の上昇あるいは下降があるであろう。

……設備資産の原価は、価格構成上の重要な要素を成しているが、しかしそれらは完全な横断面（a complete cross section）をあらわしていない。したがって、設備資産を取替える際の成り行きを測定する目的の指数は、厳密に一般物価指数に一致しない⁽³⁶⁾。また「取替原価は、全体的な価格水準の動きを基準として原始原価を修正した修正原価法と比較して、減価償却資産の管理者ならびに所有者にとってきわめて重要である。第一に役立つ会計を必要とする」これららの関係当事者は、特に、彼らが所有しかつ運用する特定資産に、変動する状態がどのような影響を及ぼすかに关心がある。維持の基準、効果的な運用の基準、取替の最適点の基準のような問題を含めて一設備資産を管理するに際して、これらの主要な企業は、技術的なならびに経済的発展に直ちに関連させられ、資産（resources）が管理されるのである⁽³⁷⁾。すなわちペイトンは、取替原価を時価計上の基準とすべき旨を説いているが、前述の中から設備資産管理者の経済的、工学技術的な判断を重視しており、彼等の将来指向的な維持、発展的判断からくる取替価値論の趣旨をも含んだ内容とうかがわれる。

ところで個別的な価格変動をとりあげる時価主義会計の中でも、時価評価にあたつての原価と時価の差額を、(一) 保有中の利得あるいは損失 (holding gains or losses) として損益計算の中に取り入れた時価主義論と、(二) 同上の差

額を資本的性格のものとして損益計算から除外する時価主義論に分けられ、さらに、(三) 貸借対照表を時価で評価することをしないで取得原価のままであらわしておきながら、損益計算書の内容として、収益と対応すべき費用の取替時価基準の計上を軸とした損益計算を考える時価主義論の三つを主にあげることができるであろう。

価格変動から生じる保有中の利得あるいは損失を損益的性格のものとみるか、あるいはそれを否定して資本修正のものとみるかの対立をとらえて、ギンザーは、前者の場合を株主の眼でみているものであり利益概念についての一般物価指数による修正の立場と同じであると論じて ⁽³⁹⁾いる。また後者の場合においてはじめて物的資本の維持が可能であるとして、「ゴーリング・コンサーンのもとでは、資本利得は分配可能利益としてではなく、資本の一部として取り扱われるべきである」 ⁽⁴⁰⁾と論述する。また特殊指數を会計記録に組み入れることによって費用と収益の同時的、同質的対応を強調し、実体資本を維持した上で分配可能利益の算定に重点をおいていることは注目すべきであろう。

次に(三)の見解は、ドイツの学界で多く見られる時価主義論であるが、同じく費用の時価評価、資産の原価計上ながらに資本修正の処理を損益計算を中心とした企業維持計算として提唱されているのは不破教授の所論である。「企業を維持し、それを超えて得られたものを利益とする損益計算の見地から行われなければならないのであり、そのためには、費用は時価基準、とくに取替時価基準により計上することが必要になるのである」 ⁽⁴¹⁾として動態会計の本質的内容を含む企業維持計算を主張される。この時価主義論に似た内容をもつものとして、後述するイギリスのイングランド・ウェールズ勅許会計士協会、会計実務基準書第一六号(一九八〇年三月)公表以後の会計基準委員会(ASC)やカーレント・コスト会計(CCA)モニタリング作業部会の諸報告にその内容がみられる。⁽⁴²⁾

以上の考察の中から貨幣価値変動より個別的价格変動を取り入れた実物(実体)資本維持の会計計算が提唱されてきており、企業の実体維持を図る計算を中心とした会計が各国の制度化に向けて論議が続けられている。

四、結びとして

アメリカ、イギリス等は既に時価主義会計を制度として取り入れており、わが国においても一九八〇年五月二十九日に大蔵省・企業会計審議会が「企業内容開示制度における物価変動情報の開示に関する意見書」を発表した。⁽⁴³⁾この発表に先立つて内外における物価変動会計の研究や諸外国の制度化の動向の影響を受けており、その意味において前進の方向として受けとめられる。しかしながら最近の物価の沈静化傾向、個別価格変動に対する主観的評価の介入から生ずる確定性や正確性への懷疑、経済負担に対する情報効果の有用性及び多元情報による判断の混乱化の危惧等の理由であろうか、その後の取り組み方が慎重かつ消極的である。⁽⁴⁴⁾

アメリカにおいては、一九七九年九月にアメリカ財務会計基準審議会(以下「FASB」という。)は、財務会計基準書第三三号「財務報告と物価変動」(以下「基準書第三三号」という。)を公表し⁽⁴⁵⁾、その内容は、情報の開示型の実験的諸基準を示したものである。この基準書第三三号は、既に制度化されていた一九七六年証券取引委員会(SEC)規則による「現在取替原価情報の部分的開示制度」⁽⁴⁶⁾に代わるものであり、補足的情報としての物価変動会計情報(一般物価変動財務情報)と現在原価会計情報(個別価格変動財務情報)の両者の開示を要求する制度である。しかしこの内容には、並列的・結合的方法による開示が示されているが、個別価格変動による会計情報よりも一般物価変動の会計情報をより重視していると思われる。公表後五年以内に見直しを行うことになっていた一九八四年の十二月四日、FASBは「財務報告と物価変動—現在原価情報」と題する財務会計基準書試案(以下「試案」という。)を公開草案として発表した⁽⁴⁷⁾。この試案では、「取得原価・統一購買力会計情報」「(いわゆる一般物価変動会計または修正原価会計情報)の有用性欠如から開示を不要とし、「現在原価・統一購買力情報(いわゆる修正現在原価会計情報)のみを開示することにしたこと、ならびにここ数年間アメリカはインフレの沈静化の影響下にあつたためこれまで開示を義務

づけてきた計算書様式による物価変動会計情報の開示を省略できるものとし、「物価変動修正後の主要な財務情報の五期間比較表」の開示のみを要求することとした点など、開示の簡略化が図られた。すなわち、このことは一般物価変動会計たる貨幣価値変動会計より実物的維持を中心とした現在原価会計を重視していると考えられる。しかしながらアメリカの報告書は、このような補足的な情報開示制度を中心とした時価主義会計の域を出ておらず、企業の実体維持を中心とした分配可能利益の算定上、価格変動損益を分配可能利益から排除することを取り入れていないといわざるを得ない。その意味で資本維持思考からの企業維持計算を考えていないとと思われる。⁽⁴⁸⁾

イギリスでは、サンディランズ氏を委員長とするインフレーション会計委員会が、一九七五年六月の「インフレーション会計—インフレーション会計委員会報告書（通称「サンディランズ・リポート」）を答申し⁽⁴⁹⁾、新しく現在原価会計を基本的会計制度として採用すべく提唱された。その後、モーペス委員会の公開草案第一八号（一九七六年）やハイド委員会の「ハイド・ガイドラインズ」（一九七七年）及び会計基準委員会による「公開草案第二四号」（一九七九年）が公表され、そしてこれ等の勧告諸提案を基礎に、一九八〇年三月、注目の、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会（ICAEW）による「現在原価会計」の標題で、会計実務基準書第一六号（以下「SSAP一六」という。）が公表された。⁽⁵⁰⁾ このSSAP一六は、企業の操業能力の維持あるいは企業の生存能力の維持という企業の継続的維持を唯一の目標とし、しかも企業の実体維持として、「利益は、資本の維持を行うために収益に対して費消額を確保したのちに、決定されなければならない」とし、費用を個別価格変動による修正を行うべく実体資本維持を提唱している。⁽⁵¹⁾ そしてまた、アメリカが補足的資料のみに留めているのと違い、現在原価基準に基づく財務諸表を主要計算書とし、取得原価基準の財務諸表を補足的に添付する方法を要求している。以上の基本理念を土台としたSSAP一六の骨子を森川教授は次のように述べられている。⁽⁵²⁾

(一) 損益計算書が二段階に区分される。まず、第一段階では、取得原価基準にもとづく営業損益から出発して、こ

れに現在原価－期中平均現在原価基準－にもとづく(1)売上原価修正、(2)減価償却費修正および(3)貨幣運転資本修正－これは、物価騰貴から生じた営業貨幣資産の増加分と、営業貨幣負債の増加分との差額についての修正であり、修正差額は営業貨幣資産の増加分が多い場合には、売上原価修正に加え、営業貨幣負債の増加が多い場合には、売上原価修正から控除される。なお、その修正指數は棚卸資産の価格指數を用いる－を行つて、営業能力を維持した残余としての現在営業損益を計算表示する。

(二) 損益計算書の第二段階では、これを受けて、「負債修正」(gearing adjustment)、正味支払利息、税金を加減して、現在原価基準による株主帰属利益を計算・表示する。こゝにいう「負債修正」とは、前記の営業貨幣負債以外の負債（長期借入金等）の営業貨幣資産以外の貨幣資産（長期貸付金等）を超える額を算出し、その後に、この負債超過額の現在原価基準による正味営業資産額（ただし期首と期末の平均額）に対するこの負債超過額の割合を、(一)において算定した現在原価修正額に乗じてもとめられるものである。そして、これは現在原価基準にもとづく営業利益に加算されることになる。このようにして計算された現在原価基準による株主帰属利益は、結局、現在原価基準による利益から自己資本で調達された資産に対する価格変動の影響を除去した後の利益を表すことになる。

(三) 貸借対照表に記載される資産のうち物的資産（棚卸資産・固定資産）は、期末の現在原価基準で測定する、これららの資産の現在原価による評価額と取得原価による評価額との差額である未実現再評価剰余金は現在原価積立金(current cost reserve)として計上する。現在原価積立金には、さらに、現在原価修正の正味累計額に等しい実現額（つまり(1)減価償却修正、(2)一つの運転資本修正および、(3)マイナス要因としての負債修正）が計上される。

S S A P 一六の特徴をあげると、修正対象を非貨幣項目の他に貨幣項目にまで拡大して個別価格変動が考慮され、一般物価指数は考慮の外になつてゐる。また計算プロセスにおける貨幣運転修正とギアリング調整（負債調整）の二つの修正項目は、現在原価基準の枠組みの中で、個別価格変動が貨幣項目に及ぼす影響を、積極的に認識していると

ころである。さらに貸借対照表の資本の部に「現在原価準備金」を設け、これには、企業が保有する固定資産および棚卸資産に係る現在原価修正による再評価差額と貨幣資本修正をリザーブするところであり、いわゆる操業能力維持に基づく個別価格変動の影響額を自己資本の影響額として開示しようとしている。またさらに操業利益と調整後の分配可能利益を明確に規定した損益計算構造を特徴としていることがあげられる。

S S A P 一六公表以後、各分野からの検討が行われ、とくに一九八三年A S C 「S S A P 一六『現在原価会計』」の報告書⁽⁵³⁾等によると、(一) 減価償却費や売上原価の修正には、大多数の会社の支持が多いが、貨幣運転資本やギアリング修正は、他のものほど支持が得られていないこと、(二) 現在原価会計貸借対照表は、資産の現在原価を実際に表わしていないゆえ、一般に誤解を招きやすいこと、また、貸借対照表と損益計算書の借方項目に重複修正を行う矛盾から貸借対照表の時価修正は不要であること、の二点が主として示唆されている。

(一)についていえば、価格上昇の変動認識以来、固定資産と棚卸資産の時価評価の具体的検討が常に行われてきたゆえに容認されやすいが、貨幣運転資本やギアリング修正（負債修正）の対象となる貨幣項目に係る購買力損益の認識は、実務として受け入れにくい現況なのである。また(二)の貸借対照表項目については、原価評価のままで表し修正する必要がないとするものである。

上述のこの資産原価計上、費用時価評価の立場は、ドイツの学界では普通のことと考えられており、この理論的基礎の背景として資本の有機的構成の高度化や財産的基礎における固定化の増大という現実、並びに個々の資産の時価評価に伴う評価益排除の歴史的過程を見逃すことはできないであろう。

貸借対照表は、過去、現在、未来と受け継ぐ連結環として取得原価基準計上額で表し、損益計算書は、企業実体の維持、継続を可能にするための修正表示機能として時価基準計上額で示すことが重要である。⁽⁵⁵⁾しかも損益計算原理に基づく会計計算を内包とするものであり、それは一会计期間の実現収益からその収益獲得のために費消された価値、

つまり資本の費消部分の補填に充当される時価評価部分を控除した残余を分配可能利益として算定する内容である。⁽⁵⁶⁾

イギリスにおいて制度化されたSSAP一六並びにその後の示唆は、企業体の資本維持概念を指向するものであり、個別価格変動を現在原価会計すなわち費用の時価計上による実物—実体資本維持論といわざるを得ない。個別価格変動による貨幣項目の修正について種々の論議がなされるであろうが、例えば貨幣項目については、一般物価水準が個別的価格変動の内容をもつとする見解と特殊価格を基準として変動損益を計算する見解が妥当するか、あるいはまた貸借対照表の借方と貸方を表裏一体としてみるとことにより変動損益（相殺）を認識しないという見解もあり、これらの課題として検討される必要がある。

不破教授は「企業利益は、その生産力を維持し、それを超える収益がある場合に初めて認識されるのであり、同質、同期間的な費用価値と収益価値との対応によつて測定される」⁽⁵⁷⁾ものであり、「動態会計における費用評価は、たとえ財産項目個々の費消を対象とするにしても、あくまで企業全体としての見地、すなわち、企業を維持し、……損益計算の見地からの費用の時価評価による企業維持計算である」と述べられる。⁽⁵⁸⁾しかも絶えず生起している技術変化や需要変化の動態経済下の会計問題として一番重視されねばならないのは価格変動である。この価格変動の会計計算上の測定は、企業維持—実体資本維持確認のための損益計算が核心となるものでなければならないであろう。

以上の考察からみられるように価格変動の影響を会計計算に取り入れる会計、しかも資本維持を中心とする会計を考えて行かねばならない。

注

- (1) インフレーションは、一般に貨幣価値変動（下落）を指すのであるが、価格の変動（上昇）も一緒に会計上包含する考え方を行われている。

(2) ドイツ・アメリカの資本維持論

ドイツ……大体の学者が提唱している。

アメリカ…ペイン、クンデリクセン、ラッドが提唱している。

森藤一男稿「経営維持の観念について」、『会計』、第七七卷、第四号、110頁。

森藤一男教授は資本維持論について次のように述べられている。「資本維持論は、会計学の基本理念に関する中心問題である。ところは、資本概念規定が利潤計算の体系を制約し、さらに進んで費用評価、利潤概念の内容をも規定するからである。」¹¹⁾「資本維持の問題が、単なる概念規定の問題としてではなく、企業会計の構造との関連において取扱わねばならない理由がある」¹²⁾。

(3) 抜稿「会計における資本維持思考」、東京工業大学女子短期大学部『飯山論叢』、第一卷、第一号、111—146頁。参照の上。

(4) 立花得雄著『企業維持計算論』、五頁。

(5) 不破貞春著『新記会計理論の基礎』四〇—四一頁、六四頁。

(6) 立花得雄著『前掲書』、五頁。

(7) A. Goudeket, "How Inflation being Recognized in Financial Statements in the Netherlands," *The Journal of Accountancy*, Oct., 1952, p.448.

(8) A. Goudeket, ibid., p.449.

(9) A. Goudeket, ibid., pp.448—449.

(10) A. Goudeket, "An Application of Replacement Value Theory," *The Journal of Accountancy*, July, 1960, p.45.

(11) R. S. Gynther, *Accounting for Price-Level Changes : Theory and Procedures*, 1966 and "Capital Maintenance, Price Changes, and Profit Determination," *The Accounting Review*, Oct., 1970.

(12) 山樹忠矩編著『文献学論による会計原理の研究』、1—15頁。

(13) R. S. Gynther, *Accounting for Price-Level Changes : Theory and Procedures*, 1966, pp.44—48.

(14) R. S. Gynther, *ibid.*, pp.44—47.

(15) R. S. Gynther, *ibid.*, pp.44—45.

(16) R. S. Gynther, *ibid.*, pp.48—49.

ライオネル・ウイルクが取替は同一の資産の再調達を考えているが、現実の企業は常に同一の資産の取替をしているわけではないとの批判を加えたことに対し、ギンザーは「ある特定の産業に属する企業は同種の資産ないしストックを使用しており、同種の資産ないしストックと取替える傾向がある。ある産業から他の産業への転換する企業のばあいを想定することは、コーリング・コンサーンの概念をみするものである」としている。同訳は、植野郁太稿「二つの価格変動修正観」、『企業会計』、一九六八年、第二〇巻、第四号、二一頁を参照した。

(17) 不破貞春著『前掲書』、一一一頁。

(18) 同右、『前掲書』、一〇七—一〇八頁。

(19) 同右、『前掲書』、一一〇〇—一一〇一頁。

(20) 同右、『前掲書』、一九六頁。

次は、不破教授の一貫した会計理論の展開をまとめてみたものである。

(会計主体論)(会計主体) (会計の対象) (損益計算) (評価基準)

資本主義理論=資本主会計→貨幣資本→投下貨幣資本回収計算→取得原価基準

企業体理論=企業主体会計→実物資本→生産資本維持計算→取替時価基準

(21) 森田哲彌著『価格変動会計論』、一一一頁。

「個別価格の変動であれ、一般物価水準の変動であれ、価格変動の問題は古くからの会計学上の最も重要なテーマであり、それが実践ないし制度化との関係で問題にされようとされまいと、その理論的解明が要求されていることに変わりはない。その意味において、この問題をいわゆる『インフレーション会計』という名称で、トピカルな問題として取り扱うこととは、問題の本質を見誤る危険なしとしない。」として森田教授は、インフレーション会計が価格変動会計論と本質的に同じものとされる考え方を否定している。

(22) 加古宣士著『物価変動会計論』、111—1回。

(23) T. A. Lee, *Income and Value Measurement: Theory and Practice*, University Park Press, 1975.

〔木正静記『利潤と価値の測定—理論と計算—』、111—1回。米ハム博士の翻訳に翻訳して表わした。〕

(24) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 33, "Financial Reporting and Changing Prices,"* September 1979.

なお本概論にて述べ、別冊同様「FASの財務会計基準書類」〔即『財務報告の物価変動』〕の「会計原則」、『会計基準』

第111回 第1章参照。

(25) AICPA, "Financial Statement of General Price-Level Changes," *Statement of the Accounting Principles Board No. 3, 1969.* (通称APP第111回)。

新井清光監訳・磯部秀夫訳『アメリカ公認会計士協会 物価水準変動会計』参照。

(26) 新井清光監訳・磯部秀夫訳『前掲訳書』、16—19頁。

(27) 同右『前掲訳書』、111—16頁、五六一六五頁。

(28) GNPデフレーターとは、「国民総生産陰状価格デフレーター」(Gross National Product Implicit Price Deflator)

の略であり、政府の経済政策形成のための重要な手段の一つである国民所得・生産額から求められるものである。

(29) AAA, *Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements, 1957 Revision.*

中島省吾訳『増訂A・A・A会計原則』、1971年、111—1回。

『一九五七年会計原則』では、実現概念を次のように定義している。「実現の本質的な意味は、資産または負債における変動が、会計記録上で認識上を正当化するに足るだけの確定性と客觀性とを備えるに至つたとき」とある。とくに実現概念の認識基準の拡大が行われたのは、資産、負債のすべての項目についてである。

(30) 吉田寛著『インフレーションと会計』、四五頁。

(31) 同右、『前掲書』、四六頁。

(32) 同右、『前掲書』、四七頁。

- (33) 同右、『前掲書』、四六一回七頁。
- (34) 加古宜士著『前掲書』、一九二一—一九三一頁。
- (35) 不破貞春著『時価評価論』、九六頁。
- (36) 真野ユリ子著『損益計算書論』、一〇八—一一一頁。
- (37) 同右、『前掲書』、一〇九頁。
- (38) 同右、『前掲書』、一一一—一一一頁。
- (39) R. S. Gynther, *Accounting for Price-Level Changes : Theory and Procedures*. 1966, pp.44—45, pp.66—75.
- (40) R. S. Gynther, *ibid.*, p.69.
- “For a going concern, the capital gains should be treated as part of capital and not as distributable income.”
- (41) 不破貞春著『財産論』、九頁。
- (42) 高橋良造稿「イギリスにおける価格変動財務諸表開示の動向—そのAP 1-K の後の展開を中点として—」、『会計』、第一一七卷、第四号、八〇一九六頁。
- (43) 加古宜士著『前掲書』、
- アメリカについては第四章、イギリスについては第五章を参照。
- (44) 加古宜士稿「物価変動財務情報開示意見書」、『企業会計』、一九八四年、第三十六卷、第一号、七六一八一頁。
- (45) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 33, “Financial Reporting and Changing Prices,”* September 1979. (FASB 準備書第1111号の附録や)。
- (46) The Securities and Exchange Commission (SEC), *Securities Act of 1933*, Rel. No. 5695, March 23, 1976, pp.1—12.
- アメリカにおける物価変動会計、「現在取替原価情報の部分的開示」ルーベ形で初めて制度化されたものである。インフレ経済下において取得原価主義会計による財務諸表のみでは入手しきりな情報を見出せる目的としており、その内容は取組を得たために必要な現在取替原価に関する情報を貸借対照表曰くおける棚卸資産および設備資産に対する現在取替原価に関する情報を提供すべしを義務付けたのである。(加古宜士著「前

掲書」、四五一五〇頁)。

- (47) FASB, Proposed Statement of Financial Accounting Standards—Exposure Draft, *Financial Reporting and Changing Prices : Current Cost Information*, December 14, 1984.

「『財務報告』物価変動—現在原価情報』」題や『財務会計標準開発部案』

加古宣士稿「アメリカにおける物価変動会計の現状」—FASB基準書議案を中止し、「企業会計」、一九八五年、第三七巻、第四号、101—111頁、参照。

(48) アメリカにおいて明確な資本維持論を提唱してゐるのは、ラシルであり、彼は実体資本維持論を超えて「競争力資本維持論」を主張してゐる(不破貞春・今福愛志訳『D・Rラシル現代会社会計論』、参照)。

- (49) FEP Sandilands, *Inflation Accounting, Report of the Inflation Accounting Committee*, September 1975.

- (50) The Institute of Chartered Accountants in England and Wales, *Current Cost Accounting, Statement of Standard Accounting Practice No. 16*,—ICAEW, SSAP16—, March 1980.

高橋良造『前掲書』、参照。

- (51) 高橋良造『前掲書』、八一頁。

- (52) 森川八洲男稿「時価主義会計の論理と制度化の方向」、『会計』、第115巻、第六号、111—111頁。

- (53) The Accounting Standards Committee, *Guidance Notes on SSAP 16 : Current Cost Accounting*, 1980.
The Accounting Standards Committee, *Statement by the Accounting Standards Committee on SSAP 16, "Current Cost Accounting,"* 1983.

高橋良造『前掲書』、八七一九六頁、参照。

- (54) 不破貞春著『時価評価論』、六一七頁。

- (55) 高橋良造『前掲書』、九五一九六頁。

- (56) 森川八洲男稿「動態論の現代的展開」、『企業会計』、一九七八年、第二〇巻、第八号、一八頁。

- (57) 不破貞春著『時価評価論』、七八頁。

- (58) 同上、『前掲書』、九頁。